

# 建築編

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要	
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量						
					試験	照合	確認	検量	確認					
構造材料	一般構造用鋼材		○				○		○				JISG3101、3353、3444、3466	
	溶接構造用鋼材		○				○		○				JISG3106、3114、5201	
	軽量形鋼		○				○		○				JISG3350	
	デッキプレート		○				○		○				JISG3352	
	一般構造用ボルト・ナット		○				○		○				JISB1180、1181	
	特殊高力ボルト (ハイテンションボルト)		○				○		○				JISB1186	
	アンカーボルト		○				○		○				JISG3101 JISB0205	
	鉄骨構造製品		○		特注品	○			○		指示	指示	超音波深傷、寸法検査、取合部検査、外観、塗装	JISZ3060 JASS6
				○	簡易				○					簡易な製品及び軽量鉄骨製品
	トンクリ製品	プレキャストコンクリート板	○		特注品	○			○		500枚ごとに1枚	30枚	圧縮、ひび割れ荷重	圧縮強度、荷重指定のあるもの
			○	上記以外				○					JISA5372準用	

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
コンクリート製品	空洞コンクリートブロック		○				○		○				JISA5406
	A L C パネル		○				○		○				JISA5416
	鉄筋コンクリート組立塀		○				○		○				JISA5409
	テラゾーブロック		○				○		○				JISA5411
	テラゾータイル		○				○		○				JISA5411
防水材料	アスファルトプライマ		○				○		○				JISK5400、5407
	防水工事用アスファルト		○				○		○				JISK2207
	アスファルトルーフィング材		○				○		○				JISA6005、6012、6022、6023
	合成高分子ルーフィング材		○				○		○				JISA6008
	塗膜防水材料		○				○		○				JISA6021

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数量	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
防水材	モルタル防水材		○				○		○				JISA1404
	伸縮目地材		○				○		○				既製品
	シーリング用材		○				○		○				JISA5757、5758
	油性コーキング材		○				○		○				JISA5751
仕上材	板ガラス類		○				○		○				JISR3202～3206、3208、3209
	ガラス成型品類		○				○		○				ガラスブロック、プリズムガラス
	れんが		○				○		○				JISR1250
	耐火れんが		○				○		○				JISR2304
	陶磁器質タイル	○		特注品	○			○		3,000㎡ごとに3個	——	反り、ばち、吸水、ひび割れ、磨耗、曲げ、凍結、耐薬品性	JISA5209
		○	既製品				○						

改正案

建築

材料区分		品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
			検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
						試験	照合	確認	検量	確認				
仕 上 材	木 材	構造材・造作材		○				○		○				日本農林規格
		集成材		○				○		○				日本農林規格
		合板		○				○		○				日本農林規格
	屋 根 材	波形スレート		○					○		○			JISA5430
		耐酸被覆鋼板		○					○		○			
		亜鉛鉄板		○					○		○			JISG3302
		着色亜鉛鉄板		○					○		○			JISG3312
		ポリ塩化ビニル被覆鋼板		○					○		○			JISK6744
		アルミ製屋根材		○					○		○			JISH4000、4001
		ルーフトレーン		○					○		○			JISA5522
		硬質塩化ビニル樋		○					○		○			JISA5706

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
仕          材	軽量鉄骨下地材		○				○		○				JISA6517
	金属製手すり		○				○		○				JISG3466、4304、4305、 JISH4000、4100
	金属製笠木		○				○		○				JISG4304、4305、 JISH4000、4100
	インサート		○				○		○				
	コーナービート		○				○		○				
	目地棒		○				○		○				
	ノンスリップ		○				○		○				
	天井・床用点検口		○				○		○				
	屋根丸環		○				○		○				JISG3101、4303
	金属成型板類		○				○		○				JISH4000、4001
	タラップ		○				○		○				JISG3101、4303

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
仕 上 材	一般左官材		○				○		○				モルタル、パーライトモルタル、石こう、ドロマイト、パーライトプラスター繊維質上塗り
	各種吹付材		○				○		○				JISA5007、5009、6909
	床コンクリート表面強化材		○				○		○				硬質防塵床
	人研、現場テラゾー		○				○		○				
	ALCパネル用特殊プラスター		○					○		○			
	塗付床材		○					○		○			
材	アルミニウム製具建	○		特注品 又は1枚の障子の面積が2.5㎡を超えるもの				○			指示	指示	外観、寸法、性能（耐風圧性、気密性、水密性、遮音性）、機能 JISA4702、4706 特注品とは、特殊な押出型材、新型の型材を使用するもの。JISで規定された押出型材を使用する場合の性能検査は、工場等で実施した類似品の試験記録の照合
			○	1枚の障子の面積が2.5㎡以下のもの									

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要	
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量						
					試験	照合	確認	検量	確認					
仕 上 材	鋼製建具	○		特注品 又は1枚の扉の面積が2.5㎡を超えるもの	○				○		指示	指示	外観、寸法、錆止め塗装、性能(気密性、遮音性)	特注品とは、気密戸、防音扉 性能は、枠、扉の加工形態の確認
			○	1枚の扉の面積が2.5㎡以下のもの						○				
	木製建具		○											
仕 上 材	ステンレス製建具	○		特注品 又は1枚の扉の面積が2.5㎡を超えるもの	○				○		指示	指示	外観、寸法、性能(気密性、遮音性)	特注品とは、気密戸、防音扉 性能は、枠、扉の加工形態の確認
			○	1枚の扉の面積が2.5㎡以下のもの						○				
	軽量シャッター		○											
	重量シャッター		○											JISA4705
	カーテンウォール	○		メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール	○					○		指示	指示	外観、寸法、仕口、性能
内装材	さび止め塗料		○											JISK5621～5625 JISK5627～5629

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
仕 内          上 装          材 材	耐食塗料 (タールエポキシ樹脂塗料)		○				○		○				JISK5664～5629
	一般塗料		○				○		○				JISK規格
	マスチック塗料		○				○		○				塗材A、B、C
	床用塗料		○				○		○				
	ビニル床シート		○				○		○				JISA5705
	ビニル床タイル		○				○		○				JISA5705
	その他の 床シート・タイル		○				○		○				
	石こうボード類		○				○		○				JISA6901
	セメント板類		○				○		○				JISA5430
	木毛セメント板		○				○		○				JISA5404
	パーティクルボード		○				○		○				JISA5908
	保温材		○				○		○				JISA9504、9511

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
仕 内          上 材      材 事	吸音材		○				○		○				JISA6301
	フローリング類		○				○		○				日本農林規格
	特殊合板		○				○		○				日本農林規格
	合成樹脂板		○				○		○				
	耐火被覆用成形材		○				○		○				国土交通省告示
	各種壁・天井内装材		○				○		○				
	畳		○				○		○				JISA5901、5902 日本農林規格（畳表）
	ガラス繊維		○				○		○				ガラス繊維板 ガラス繊維織物
	窓格子		○				○		○				
	フリーアクセスフロア		○				○		○				
	防煙たれ壁		○				○		○				
	可動間仕切		○				○		○				

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
仕 上 材	雑 工 事	ト ッ プ ラ イ ト		○				○		○			
		カ ー テ ン レ ー ル		○				○		○			
		ア コ ー デ オ ン ド ア ・ ス ラ イ デ ィ ン グ ド ア		○				○		○			
		黒 板 ・ 掲 示 板		○				○		○			
		各 種 流 し 台		○				○		○			掃除、洗濯、汚物、 料理、実験用等
		各 種 家 具 類		○				○		○			下駄箱、吊戸棚等
建 築 機 械 設 備	給 排 水 衛 生 ガ ス 設 備	衛 生 陶 器 類		○				○		○			JISA5207
		給 水 栓		○				○		○			JISB2061
		洗 浄 弁		○				○		○			JISB2061
		ガ ス 湯 沸 し 器		○				○		○			
		電 気 湯 沸 し 器		○				○		○			
		高 置 水 槽 ・ 受 水 槽		○				○		○			国土交通省告示

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
建築 機械 設備	給排水衛生 貯水槽・圧力水槽		○				○		○				
	排水金具		○				○		○				
	柵及び蓋類		○				○		○				
	消火 屋外・屋内消火栓		○				○		○				
	連結送水管		○				○		○				
	火設 スプリンクラー装置		○				○		○				消防法に基づく規格及び基準に合格し、定められた表示を付したもの  (消防法施行規則第40条)
	ハロゲン化物 消火装置		○				○		○				
	泡消火装置		○					○		○			
	粉末消火装置		○					○		○			
	設備 電動ホイスト												

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
建築 機 備	空気除湿装置		○				○		○				
	空気圧縮機												機械・電気設備編に準じる。
	空気源タンク		○				○		○				
	ろ過器		○				○		○				
	マイクロストレーナー		○				○		○				
	回転式ストレーナー		○				○		○				
建築 付 帯 設 備	暖房用ボイラー	○		大型		○		○					ボイラーの検査（大型とは、労働安全施行令第1条第3号に掲げるボイラー）
	温風暖房機	○		174kW以上		○		○					JISA4003
			○		174kW未満		○		○				
	乗用エレベーター	○			○			○		指示	——	絶縁抵抗、耐電圧	JISA4302 建築基準法施行令第129条の3
	冷凍機	○		174kW以上		○		○					
		○		174kW未満		○		○					

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要	
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量						
					試験	照合	確認	検量	確認					
建築機械設備	建築付帯	空調和機		○				○	○					
		集熱機		○				○	○					
		加湿器		○				○	○					
		クーリングタワー		○				○	○					
	設備	給排気ファン	○		特注品	○			○		指示	——	特性	#8又は800m <sup>3</sup> /min以上のもの
				○	上記以外				○	○				
	管弁類	換気ダクト等		○					○	○				
		鋼管類		○					○	○				ライニング管を含む。
ダクタイル鋳鉄管													機械・電気設備編に準じる。	
建築電気設備	電力設備	受変電設備											機械・電気設備編に準じる。	
		無停電電源設備											機械・電気設備編に準じる。	
		自家発電設備											機械・電気設備編に準じる。	
		中央監視制御設備											機械・電気設備編に準じる。	

改正案

建築

材料区分	品名	執行区分			検査等の方法					検査抽出数	検査省略限度数量	試験項目	摘要
		検査員	監督員	適用範囲	品質			数量					
					試験	照合	確認	検量	確認				
建築 電力設備 電気設備	避雷設備		○				○		○				
	拡声装置		○				○		○				
	非常放送装置		○				○		○				
	映像・音響装置		○				○		○				
	電気時計装置		○				○		○				
	インターホン装置		○				○		○				
	テレビ受信装置		○				○		○				
	監視カメラ・管制装置		○				○		○				
	自動火災報知器		○				○		○				
備	非常・火災報知装置		○				○		○				
	電話・通信装置		○				○		○				監視制御設備に使用されるATMクラッド、ルータで、盤内に収容されるものは除く。